

# 公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 慶弔規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）会員ならびに会の貢献者に関する慶弔禍福の際に支給される慶弔金等の事項を定めることを目的とする。

## (種類)

第2条 慶弔に関する種類は、つぎのとおりとする。

- (1) 会員の結婚に関すること。
- (2) 会員の死亡等に関すること。
- (3) 会の貢献者（名譽会員、顧問、相談役、理事等）の死亡等に関すること。
- (4) その他、会長が認める者の死亡に関すること。

## (申請手続き)

第3条 慶弔金の支給の申請にあたっては、所定の届け出書を用い、本会事務局に提出しなければならない。

## (結婚)

第4条 会員が結婚する場合は、指定された場所に祝電を送ることができる。ただし、所定の届け出書を10日前までに技師会事務所まで提出しなければならない。

## (弔慰金)

第5条 会員等が死亡した場合は、つぎの区分に従って弔慰金等を支給することができる。

- (1) 会員が死亡したときは、弔電及び弔慰金（香典）10,000円を支給することができる。
  - (2) 会の貢献者が死亡したときは、弔電及び香典10,000円を支給することができる。
  - (3) 会長が必要と認める者の場合、弔電及び香典10,000円を支給することができる。
- 2 必要に応じて花輪または生花を贈ることができる。ただし、この場合は、会長の承認を受け、理事会に事後報告されなければならない。

## (規程の改廃等)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (細則)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成 27 年 2 月 12 日に改正、施行する。

様式 2 号(第 4 条関係)

祝 電 届 出 書		
届出者 氏名		届出日 平成 年 月 日
会員 氏名		会員番号：
所属施設		
結婚式 日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 より	
式場	式場名	
	住所	
	電話番号	
その他		

## 様式 1 号(第 5 条関係)

訃報届出書						
届出者 氏名				届出日 平成 年 月 日		
会員 氏名					年齢(満年齢) 歳	
所属 施設						
死亡	平成 年 月 日( )	午前・午後	時 分			
通夜	平成 年 月 日( )	午前・午後	時 分	より		
告別式	平成 年 月 日( )	午前・午後	時 分	より		
喪主 (続柄)						
葬儀会場	会場名(自宅・その他)○印をつけて下さい					
	住所					
	電話番号					
その他						